

緑の保全地区の指定について

( 報 告 事 項 )



## 計 画 書

緑ゆたかな美しいまちづくり条例第 33 条第 1 項の規定により、岩園町地区緑の保全地区を次のとおり指定する。

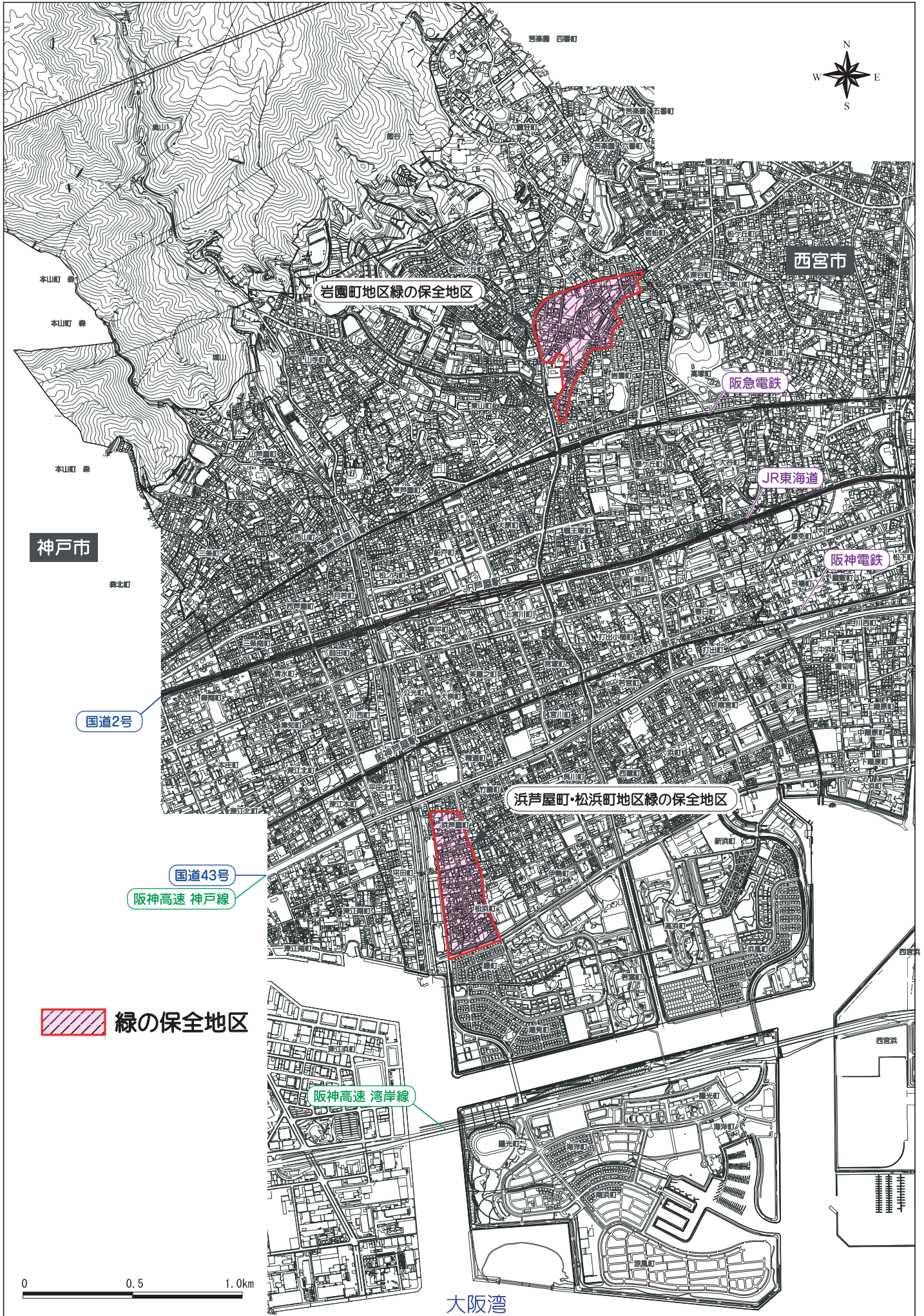
名 称	岩園町地区緑の保全地区
所 在 地	岩園町の一部（別図のとおり） 岩園町 156 番 1～190 番、 岩園町 195 番 ～232 番 3、 岩園町 247 番 1～260 番 6、 岩園町 277 番 1～285 番、 岩園町 345 番 1～353 番 2、 岩園町 358 番 ～359 番 2
地 区 面 積	約 13.9 ha
指 定 予 定 年 月 日	平成 21 年 月 日
指 定 予 定 番 号	指定緑保第 号
緑 化 基 準	<p>(1) 緑地面積の敷地面積に対する割合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 敷地面積 170 平方メートル以上の敷地は、15パーセント以上とする。</li> <li>2) 敷地面積 170 平方メートル未満の敷地は、10パーセント以上とする。</li> </ol> <p>(2) 緑地に植栽する樹木の基準</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 緑地に植栽する樹木の基準は、10 平方メートル当たり 6 本以上とし、うち高木（植栽時 3.5m 以上）を最低 1 本又は中木（植栽時 1.5m 以上）を最低 2 本植える。</li> <li>2) 既存の樹木は、出来るだけ残すように計画する。</li> <li>3) 既存樹木で幹周 1.0m 以上（地上 1.5m における）の樹木又は植栽時 5.0m 以上の樹木は、1 本に付き高木 2 本とみなす。</li> </ol>
指 定 理 由	<p>本市は、六甲山の山並みと瀬戸内の海を間近にひかえ、自然に恵まれた良好な環境をもつ住宅都市として発展してきた。</p> <p>当地区は、本市を代表する住宅地であり、第 3 種風致地区に隣接する緑ゆたかで閑静な住宅地が形成されている。</p> <p>今後も、この緑ゆたかな優れた環境を保全するため、「緑の保全地区」に指定する。</p>

## 計 画 書

緑ゆたかな美しいまちづくり条例第 33 条第 1 項の規定により，浜芦屋町・松浜町地区緑の保全地区を次のとおり指定する。

名 称	浜芦屋町・松浜町地区緑の保全地区
所 在 地	<p>浜芦屋町の一部（別図のとおり）          浜芦屋町 23 番 1 ～31 番 5，          浜芦屋町 85 番 ～86 番 60</p> <p>松浜町の一部（別図のとおり）          松浜町 8 番 ～17 番 8，          松浜町 51 番 ～132 番</p>
地 区 面 積	約 11.9 ha
指 定 予 定 年 月 日	平成 21 年 月 日
指 定 予 定 番 号	指定緑保第 号
緑 化 基 準	<p>(1) 緑地面積の敷地面積に対する割合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 敷地面積 170 平方メートル以上の敷地は，15パーセント以上とする。</li> <li>2) 敷地面積 170 平方メートル未満の敷地は，10パーセント以上とする。</li> </ol> <p>(2) 緑地に植栽する樹木の基準</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 緑地に植栽する樹木の基準は，10 平方メートル当たり 6 本以上とし，うち高木（植栽時 3.5m 以上）を最低 1 本又は中木（植栽時 1.5m 以上）を最低 2 本植える。</li> <li>2) 既存の樹木は，出来るだけ残すように計画する。</li> <li>3) 既存樹木で幹周 1.0m 以上（地上 1.5m における）の樹木又は植栽時 5.0m 以上の樹木は，1 本に付きを高木 2 本とみなす。</li> </ol>
指 定 理 由	<p>本市は，六甲山の山並みと瀬戸内の海を間近にひかえ，自然に恵まれた良好な環境をもつ住宅都市として発展してきた。</p> <p>当地区は，本市を代表する住宅地であり，第 1 種風致地区にある芦屋公園に隣接する緑ゆたかで閑静な住宅地が形成されている。</p> <p>今後も，この緑ゆたかな優れた環境を保全するため，「緑の保全地区」に指定する。</p>





 緑の安全地区

岩園町地区緑の安全地区

浜芦屋町・松浜町地区緑の安全地区

国道2号

国道43号

阪神高速 神戸線

阪神高速 湾岸線

0 0.5 1.0km

大阪湾



緑の保全地区等の指定スケジュール

年	月	緑の保全地区等	年	月	緑の保全地区等
H 20	4		H 21	4	芦屋市環境審議会へ諮問（緑の保全地区・保護樹）
	5			5	芦屋市環境審議会の答申（緑の保全地区・保護樹） 緑の保全地区・保護樹の指定の決裁
	6			6	緑の保全地区・保護樹の指定の告示 関係権利者へ緑の保全地区の指定の通知
	7			7	
	8			8	
	9	アンケート調査の実施（岩園町の一部、浜芦屋町の一部及び松浜町の一部）		9	
	10	アンケートの集計・分析		10	
	11	緑の保全地区案の検討		11	
	12	保護樹案の作成 緑の保全地区案の作成		12	
H 21	1	芦屋市環境審議会に説明（緑の保全地区・保護樹の指定） 庁議報告（緑の保全地区・保護樹）	H 22	1	
	2	関係権利者へ案の送付 緑の保全地区案の縦覧		2	
	3			3	

# 緑ゆたかな美しいまちづくり条例（抜粋）

平成 11 年 3 月 19 日

条例第 10 号

緑ゆたかな美しいまちづくり条例(昭和 48 年芦屋市条例第 1 号)の全部を改正する。

## 目次

### 前文

#### 第 1 章 総則

第 1 節 通則(第 1 条—第 6 条)

第 2 節 環境計画の推進(第 7 条—第 10 条)

#### 第 2 章 環境適合型社会の形成

第 1 節 市、事業者及び市民の参画と協働(第 11 条—第 13 条)

第 2 節 環境への負荷の低減(第 14 条—第 18 条)

第 3 節 環境教育及び環境学習の推進(第 19 条)

第 4 節 地球環境保全への貢献(第 20 条)

#### 第 3 章 公害の防止

第 1 節 公害対策の推進(第 21 条・第 22 条)

第 2 節 自動車公害対策の推進(第 23 条—第 25 条)

#### 第 4 章 自然環境の保全

第 1 節 自然環境の保全(第 26 条—第 28 条)

第 2 節 野生生物保護地区(第 29 条・第 30 条)

#### 第 5 章 快適な地域環境の推進

第 1 節 緑のまちづくり(第 31 条—第 37 条)

第 2 節 清潔なまちづくり(第 38 条—第 46 条)

第 3 節 住みよいまちづくり(第 47 条—第 51 条)

#### 第 6 章 環境審議会及び紛争調停委員(第 52 条・第 53 条)

#### 第 7 章 補則(第 54 条—第 57 条)

#### 第 8 章 罰則(第 58 条—第 60 条)

### 附則

本市は、六甲山地の南麓に位置し、山、海、川といった恵まれた自然環境のもと、緑ゆたかな美しい環境を有する国際文化住宅都市を形成してきた。

私たちは、良好な環境のもとに健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この恵まれた自然と緑ゆたかな美しい環境を今後とも保全し、そして国際文化住宅都市にふさわしい良好な環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

しかし、近年の経済活動や都市化の進展によって、廃棄物の増大、自動車排出ガスによる大気汚染や身近な自然の減少等の新たな環境問題が発生し、地球環境にも重大な影響を及ぼしつつある。また、このたびの阪神・

淡路大震災は、自然の厳しさと自然がもたらす役割と影響を改めて認識させた。

いま、私たちは、大震災の経験を踏まえ、環境の恵みとその有限性を認識し、日常活動を環境に配慮したものに改め、自然と人間が共生する、環境への負荷の少ない自立・循環型の社会を形成する必要がある。

そのためには、市、事業者及び市民がそれぞれの役割分担のもと、協働して、健全で恵み豊かな環境の保全に取り組まなければならない。

このような認識の下に、環境の保全を重視し、きれいな空気、清らかな水、豊かな緑に恵まれた美しく住みよい芦屋を実現するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### 第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、健全で恵み豊かな環境の保全(以下「環境の保全」という。)に関する基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## 第4章 自然環境の保全

### 第2節 野生生物保護地区

(野生生物保護地区の指定)

第29条 市長は、貴重な野生動物の生息地又は植物の生育地であって、当該野生動物又は植物(以下「野生生物」という。)の保護若しくは繁殖を図るため保全することが必要と認める地区を、野生生物保護地区として指定することができる。

2 市長は、前項の地区を指定しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、前項の規定により審議会の意見を聴くに当たっては、あらかじめ指定しようとする地区の所有者又は占有者(以下「所有者等」という。)の意見を聴かなければならない。

4 市長は、第1項の地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

5 前3項の規定は、地区の変更又は指定の解除について準用する。



## 第5章 快適な地域環境の推進

### 第1節 緑のまちづくり

(緑化の推進)

第31条 市は、緑ゆたかで美しくゆとりと潤いのある快適なまちづくり(以下「緑のまちづくり」という。)を推進するため、緑の保全及び緑化の推進に関する施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、道路、公園その他の公共施設において、緑のまちづくりの先導的な役割を果たすとともに、県その他の行政機関と連携し、緑化を推進しなければならない。

(事業者及び市民の緑化協力等)

第32条 事業者及び市民は、市が緑のまちづくりを達成するために行う施策に協力するとともに、その所有し、又は占有する建築物その他の工作物及びその敷地並びに駐車場等に樹木、花等を植栽し、自ら緑化に努めなければならない。

2 市は、事業者及び市民が行う前項の緑化が推進されるよう緑のまちづくりに関する支援策を講じなければならない。

(緑の保全又は緑化推進地区の指定等)

第33条 市長は、第31条第1項に規定する緑のまちづくりを推進する必要があると認める地区を、その態様により緑の保全又は緑化推進地区に指定することができる。

2 第29条第2項から第4項までの規定は、地区の指定若しくは変更又は指定の解除について準用する。

3 市長は、第1項の地区を指定しようとするときは、その地区ごとに緑化のための基準(以下「緑化基準」という。)を定めることができる。

(行為の届出等)

第34条 前条第1項の地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の規則で定める行為については適用しない。

- (1) 木竹を伐採すること。
- (2) 建築物その他の工作物を新築、改築又は増築すること。
- (3) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他の土地の形質を変更すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、当該緑の保全又は緑化の推進に影響を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 市長は、前項本文の規定による届出があった場合において、届出に係る行為が第33条第3項の緑化基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

(保護樹等の指定)

第35条 市長は、まちの美観風致を維持するために保護を図ることが必要と認める樹木又は樹木の集団(以下「保護樹等」という。)を指定することができる。

2 第29条第2項から第4項までの規定は、保護樹等の指定又は指定の解除について準用する。

(所有者等の保護義務等)

第36条 所有者等は、保護樹等の枯死及び損傷等を防止し、その保護に努めなければならない。

2 何人も、保護樹等が大切に保護されるよう協力しなければならない。

(現状変更行為の届出等)

第37条 保護樹等の伐採その他その現状を変更し、又はその育成に影響を及ぼす行為をしようとする所有者等は、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の規則で定める行為については適用しない。

2 市長は、前項本文の規定による届出があった場合において、保護樹等の保護に関して必要と認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

3 市長は、前項の規定による助言又は指導をするときは、審議会の意見を聴くことができる。

○緑ゆたかな美しいまちづくり条例施行規則

平成 11 年 8 月 1 日

規則第 37 号

緑ゆたかな美しいまちづくり条例施行規則(昭和 48 年芦屋市規則第 12 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、緑ゆたかな美しいまちづくり条例(平成 11 年芦屋市条例第 10 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(緑の保全又は緑化推進地区の種別)

第 9 条 条例第 33 条第 1 項の規定により緑の保全又は緑化推進地区を指定するときは、その地区の特性により、次の各号に掲げる種別で指定するものとする。

- 1) 緑の保全地区 まちの美観風致上その緑の環境を特に保全することが必要な地区
- 2) 緑化推進地区 市民の生活環境及びまちの美観上緑化の推進を図ることが必要な地区
  - ア 芦屋らしい緑ゆたかな住宅環境を計画的に推進していく必要がある地区
  - イ 風致地区の周辺部で、風致地区を補完し一体となって緑化を推進する必要がある地区

(緑の保全又は緑化推進地区の指定標識の設置)

第 10 条 市長は、条例第 33 条第 1 項の規定により緑の保全又は緑化推進地区を指定したときは、その地区内で市民が見やすい場所に、指定年月日、指定番号、名称、所在地、緑化基準及び要旨を掲げた標識を設置するものとする。

(緑の保全又は緑化推進地区の指定の告示及び通知)

第 11 条 市長は、条例第 33 条第 2 項の規定により告示をする場合は、指定年月日、指定番号、名称、所在地、緑化基準及びその他必要な事項について行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定により告示をしたときは、当該告示に係る緑の保全又は緑化推進地区の所有者等に対し、告示の日から 14 日以内に緑の保全又は緑化推進地区指定通知書(様式第 6 号)により通知しなければならない。ただし、緑化推進地区については、別の方法によることができる。

(緑化基準)

第 12 条 条例第 33 条第 3 項の規定による緑化基準は、次の各号に掲げる事項のうち必要なものについて定めるものとする。

- (1) 敷地に対する緑地の割合
- (2) 緑地に植栽する樹木の基準
- (3) 外壁の後退
- (4) 建築物の壁面，塀，柵又は擁壁の緑化内容
- (5) 道路に面する宅地内の花壇等の設置

(緑の保全又は緑化推進地区内行為の届出等)

第 13 条 条例第 34 条第 1 項に規定する届出を要する行為を行うとき、又は届け出た内容を変更しようとするときは、緑の保全又は緑化推進地区内行為(変更)届(様式第 7 号)を提出するものとする。

2 前項に規定する行為届には、図面その他市長が必要と認める図書を添付するものとする。

3 第 1 項に規定する届出行為が完了したときは、速やかに緑の保全又は緑化推進地区内行為完了届(様式第 8 号)を提出するものとする。

(緑の保全又は緑化推進地区内行為の適用除外)

第 14 条 条例第 34 条第 1 項ただし書の規定による市長への届出を要しない行為とは、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 間伐，枝打ち，整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
- (2) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- (3) 木竹の伐採を伴わない建築物その他の工作物の新築，改築又は増築で、その部分に係る面積が 10 平方メートル以内の行為
- (4) 木竹の伐採を伴わない面積が 10 平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが 1.5 メートルを超えるのりを生じる切土又は盛土を伴わない行為
- (5) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (6) 非常災害に伴う必要な応急措置のためにやむ得ず行う枝幹の切除
- (7) 前各号に掲げるもののほか、地区ごとに定める緑化基準に応じて、緑の保全又は緑化の推進に影響を及ぼすおそれがない行為

(保護樹等の所有者等の同意)

第 15 条 市長は、条例第 35 条第 1 項の規定により保護樹等を指定しようとするときは、あらかじめ保護樹等の所有者等の同意を得るよう努めるとともに、所有者等に保護樹等指定同意書(様式第 9 号)の提出を求めるものとする。

(保護樹等の指定標識の設置)

第 16 条 市長は、条例第 35 条第 1 項の規定により保護樹等を指定したときは、保護樹等の周辺で市民が見やすい場所に、指定年月日，指定番号，名称，所在地，樹名及び要旨を掲げた標識を設置するものとする。

(保護樹等の指定の告示及び通知)

第 17 条 市長は、条例第 35 条第 2 項の規定により告示をする場合は、指定年月日、指定番号、名称、所在地、樹名及びその他必要な事項について行うものとする。

2 市長は、前項の規定により告示をしたときは、当該告示に係る保護樹等の所有者等に対し、告示の日から 14 日以内に保護樹等指定通知書(様式第 10 号)により通知しなければならない。

(保護樹等の所有者等の変更届出)

第 18 条 保護樹等の所有者等に変更が生じた場合は、新たな所有者等は、保護樹等所有者等変更届(様式第 11 号)を提出するものとする。

(保護樹等の現状変更行為の届出等)

第 19 条 条例第 37 条第 1 項に規定する届出を要する行為を行うときは、保護樹等現状変更行為届(様式第 12 号)を市長に提出するものとする。

2 前項に規定する届出行為が完了したときは、速やかに保護樹等現状変更行為完了届(様式第 13 号)を提出するものとする。

(保護樹等行為の適用除外)

第 20 条 条例第 37 条第 1 項ただし書の規定による市長への届出を要しない行為とは、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
- (2) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- (3) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (4) 非常災害に伴う必要な応急措置のためにやむ得ず行う枝幹の切除
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保護樹等の枯損に影響がない行為

附 則

この規則は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 4 月 1 日規則 32 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

様式(省略)



緑ゆたかな美しいまちづくり条例施行規則新旧対照表（未定稿）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（緑の保全又は緑化推進地区の種別）</p> <p>第9条 条例第33条第1項の規定により緑の保全又は緑化推進地区を指定するときは、その地区の特性により、次の各号に掲げる種別で指定するものとする。</p> <p>(1) 緑の保全地区 <u>風致地区の周辺部で、風致地区を補完し一体となつて、まちの美観風致上その緑の環境を保全することが必要な地区</u></p> <p>(2) 緑化推進地区 <u>市民の生活環境及びまちの美観上緑化の推進を図るため、芦屋らしい緑ゆたかな住宅環境を計画的に推進していく必要がある地区</u></p>	<p>（緑の保全又は緑化推進地区の種別）</p> <p>第9条 条例第33条第1項の規定により緑の保全又は緑化推進地区を指定するときは、その地区の特性により、次の各号に掲げる種別で指定するものとする。</p> <p>(1) 緑の保全地区 <u>まちの美観風致上その緑の環境を特に保全することが必要な地区</u></p> <p>(2) 緑化推進地区 <u>市民の生活環境及びまちの美観上緑化の推進を図ることが必要な地区</u></p> <p>ア <u>芦屋らしい緑ゆたかな住宅環境を計画的に推進していく必要がある地区</u></p> <p>イ <u>風致地区の周辺部で、風致地区を補完し一体となつて緑化を推進する必要がある地区</u></p>